函館市景観登録建築物制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市都市景観条例(平成7年函館市条例第14号。以下「条例」という。)第21条の2に規定する景観登録建築物の登録等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(景観登録建築物の要件)

- 第2条 景観登録建築物として登録できるものは、道路その他公共的な場所から容易に望見できる建築物で、次の各号のいずれかに掲げるものとする。
 - (1) 和風様式,洋風様式または上下和洋折衷様式の伝統的な建築様式 のうちいずれかの建築様式であって,建築物の外観(道路その他 公共の場所から通常望見できる建築物の外部をいう。以下同 じ。)において,当該建築様式の特徴的な意匠が良好な状態で残 っているもの
 - (2) 地域の歴史,文化からみて,建築物の外観が景観上の特徴を有し,さらに歴史的な町並み景観を特徴づけているもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当するものについては、景 観登録建築物の登録の対象外とする。
 - (1) 文化財保護法(昭和25年法律第44号)第27条により指定された建造物
 - (2) 文化財保護法第57条第1項の規定により登録された建造物
 - (3) 北海道文化財保護条例第4条第1項の規定により指定された建造物
 - (4) 函館市文化財保護条例第4条第1項の規定により指定された建造物

(登録の手続き)

第3条 市長は、前条第1項の規定により景観登録建築物に登録しようとするときは、当該登録しようとする建築物の所有者から別記第1 号様式の同意書により、同意を得なければならない。

- 2 市長は、景観登録建築物を登録したときは、別記第2号様式の通知 書により、当該景観登録建築物の所有者に通知しなければならない。 (登録の抹消)
- 第4条 市長は、登録した景観登録建築物が朽廃、滅失等により登録の 理由が滅失したとき、または公益上の理由その他特別の理由がある と認めるときは、その登録を抹消するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により景観登録建築物の登録を抹消したときは、 別記第3号様式の通知書により、当該景観登録建築物の所有者に通 知しなければならない。

(現状変更の届出)

- 第5条 登録した景観登録建築物について次に掲げる行為をしようとする者は、別記第4号様式の届書により、あらかじめ、市長に届け出なければならない。
 - (1) 景観登録建築物の増築,改築,移転または除却
 - (2) 景観登録建築物の修繕、模様替えまたは色彩の変更でその外観を変更することとなるもの
 - (3) その他外観に影響を及ぼすおそれのある行為で市長が別に定めるもの
- 2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項を変更しよ うとするときは、別記第5号様式の変更届書により、あらかじめ、 市長に届け出なければならない。ただし、変更後の行為が第5項各 号に該当することとなる場合は、この限りでない。
- 3 前2項の届書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。
 - (1) 付近の見取図
 - (2) 配置図
 - (3) 各階の平面図
 - (4) 色彩が施された主要部の立面図
 - (5) 行為の対象建築物および行為をする場所の周辺の状況を示すカ

ラー写真

- 4 第1項および第2項本文の規定による届出をした者は、届け出た行為を完了し、または中止したときは、別記第6号様式の完了(中止)届書により、すみやかにその旨を市長に届け出なければならない。
- 5 第1項および第2項本文の規定は、次に掲げる行為については適用 しない。
 - (1) 条例第13条第1項の規定による届出を要する行為
 - (2) 通常の管理行為または軽易な行為
 - (3) 地下に設ける建造物の増築、改築、移転または除却
 - (4) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
 - (5) 北海道公安委員会が行う道路標識等の設置または管理に係る行為
 - (6) その他景観登録建築物の外観に影響を及ぼすおそれがないと市長が認める行為

(現状変更行為の基準)

- 第6条 前条第1項に掲げる行為をしようとする者は、当該行為が次の 各号に掲げる区分に応じ、当該各号の基準に適合するよう努めなけ ればならない。
 - (1) 第2条第1項第1号の要件により登録された景観登録建築物 建築様式を踏襲し、当該建築様式の特徴を損なわないものであること
 - (2) 第2条第1項第2号の要件により登録された景観登録建築物 景観上の特徴を損なわないものであること

(事前相談)

- 第7条 第5条第1項の規定による届出をしようとする者は、事前に現 状変更行為の基準の適合について景観アドバイザーと協議するもの とする。その場合、届出者に変わって設計者が景観アドバイザーと 協議することができるものとする。
- 2 景観アドバイザーとの協議は、函館市景観アドバイザー設置要綱 (平成15年8月1日施行)の規定に基づき、行うものとする。

(所有権の移転の届出)

第8条 景観登録建築物の所有者は、当該景観登録建築物の所有権を移転しようとするときは、別記第7号様式の移転届書により、あらかじめ、市長に届け出なければならない。

(助言および指導)

第9条 市長は,第5条第1項の規定による届出があった場合において, 当該届出に係る行為が現状変更行為の基準に適合しないと認めると きは,当該届出をした者に対し,必要な措置を講ずるよう助言し, および指導することができる。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別記第1号様式(第3条関係)

景観登録建築物登録同意書

年 月 日

函館市長 様

次の物件について,函館市都市景観条例第21条の2第1項の規定に よる景観登録建築物の登録に同意します。

- 1 建築物の名称
- 2 建築物の所在地

添付書類 届出者の印鑑登録証明書

別記第2号様式(第3条関係)

景観登録建築物登録通知書

年 月 日

様

函館市長 印

函館市都市景観条例第21条の2第1項の規定により、次のとおり景 観登録建築物に登録したので通知します。

- 1 建築物の名称
- 2 建築物の所在地
- 3 登録の要件
- 4 登録年月日

年 月 日

5 登録番号 第 号

別記第3号様式(第4条関係)

景観登録建築物登録抹消通知書

年 月 日

様

函館市長

函館市景観登録建築物制度実施要綱第4条第2項の規定により,次の とおり景観登録建築物の登録を抹消したので通知します。

- 1 建築物の名称
- 2 建築物の所在地
- 3 抹消年月日年 月 日
- 4 抹消の理由

景観登録建築物に係る現状変更行為届書

年 月 日

函館市長 様

 住所
 法人にあっては、主たる事務所の所在地

 事務所の所在地
 法人にあっては、その名称および代表者の氏名

 電話

函館市景観登録建築物制度実施要綱第5条第1項の規定により,関係図書を添えて次のとおり届け出ます。

景観登録															
景観登録	t 3	書 築 物	勿(の所在は	也										
登		番	÷	J∏	第号										
行為の種類	銆	増築		改築	Ŧ	多転 除:	修繕	:繕 模様替え			色彩の変更				
		その作	也	()	
行為の理由															
行為の着手				年_			<u> </u>	の完了	予定	日		年	月	日	
建築物に	(=	主要な月	月道	(<u>ź</u>		(構造)						(屋根	の形状	;)	
係る行為								迢	Ė		階				
	項	Į	目	届出部分	分	既存部分	合	計	仕上	屋	根				
	敷地面積				/			m^2	上材	外	壁				
	建築面積		積	m²		m²		m²	色	屋	根				
	延べ面積		積	m²		m²		m²		外	壁				
	高さ		さ	m		m		m	彩	そ	の他				
その他の										,					
行 為															
設 計 者	土	住		所											
		建築	上事	事務所名			()級建	给.上.7	電車数		局) 登錄	1.44 1.44 1.44 1.44 1.44 1.44 1.44 1.44	番 号	ř
							(/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	和工	尹 (为)	71 () 豆 鸡	кя	77	_
		氏		名				()級3	建築	士()登錄	录第	号	1
工事施工者		住		所					7 113 47		、	,	V->1V		
		п.		£7						電	話	局		番	-
		氏		名				建	設業()登錄	象第	号	ī
その他参え															
となる事項	貝														

注 行為の種類欄については、該当する行為を○で囲み、その他については、() 内に記入してください。

景観登録建築物に係る行為の変更届書

年 月 日

函館市長 様

届出者	住所	法人にあっては、主たる事務所の所在地法人にあっては、その名称および代表者の氏名
	電話	

景観登録建築物に係る行為の届出事項を変更するので、函館市景観登録建築物制度実施要綱第5条第2項の規定により、関係図書を添えて次のとおり届け出ます。

景観登録建築物の名称									
景観登録									
登	番	号	第	号					
当初の届	3								
変更	事	頁							
変更内容	変更育	ή							
	変更後	发							
変 更 0) 理 日	Ħ							

景観登録建築物に係る現状変更行為の完了(中止)届書

年 月 日

函館市長 様

届出者	住所	法人にあっては、主たる事務所の所在地法人にあっては、その名称および代表者の氏名
	電話	

函館市景観登録建築物制度実施要綱第5条第1項の規定により届け出た行為を完了 (中止) したので、同要綱第5条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

景観登録建築物の名称						
景観登録建築物の所在地						
登 録 番 号	第	号				
行 為 の 届 出 年 月 日		年	月	日		
行為の完了 (中止) 年月日		年	月	日		
行為の中止の理由						

景観登録建築物に係る権利の移転届書

年 月 日

函館市長 様

届出者	住所	法人にあっては、主たる事務所の所在地法人にあっては、その名称および代表者の氏名
	電話	

函館市景観登録建築物制度実施要綱第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

景	景観登録建築物の名称									
景都	観登録建築物の									
登	録番		号	第	号					
権利の移転の予定年月日					年	月	日			
所	権利の移転前の	住	所							
有	所 有 者	氏	名							
汨	権利の移転後の	住	所							
者	所 有 者	氏	名							
届出内容に係る照会先				住所 氏名 電話						